

令和6年5月10日 (No.44)
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部
気仙沼漁港利用協議会

気仙沼漁港の岸壁利用について（お願い）

本県の漁港行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、気仙沼漁港においては、慢性的に係留場所が不足していることから、限られた岸壁を有効に利用するため、③港町棧橋の一部を休憩用の縦付け係留とする緊急対策を行っておりましたが、令和6年5月13日から通常どおり、③港町棧橋の全部を修繕・仕込みで利用する「横付け」岸壁とさせていただきます。

また、盛漁期となる6月から11月まで例年どおり、⑥魚浜町コの字岸壁の南側を氷仕込みのみの利用に限定し、調整は製氷業者にて行うことといたします。

本漁港を利用される際には、下記の各岸壁の係留方法・用途・係留期限を遵守の上、利用いただきますようお願いいたします。また、係留期限に限らず、作業（艀装・修繕・仕込み等）終了後は、速やかな離岸に御協力願います。

【申し合わせ事項】

| 番号 | 区 域 [施設の長さ,水深(単位:m)] | 対象船 | 係留方法 | 用途 | 係留期限 |
|-----|------------------------------|--------------------------|------|------------|----------------------|
| ① | 市場北側施設から60m [60,-6] | 係留禁止 | | | |
| ②-1 | 港町棧橋（スガノ興産前まで） [100,-6] | サンマ船 | 縦付け | 休漁等 | 中期 |
| ②-2 | 港町棧橋（スガノ興産～カメイ前） [150,-6] | 大中型船(稼働船) | 縦付け | 休憩 | 30日間 |
| ③ | 港町棧橋（カメイ前～お魚市場前） [170,-6～-4] | 大中型船 | 横付け | 修繕・仕込み | 7日間 |
| ④ | 港町岸壁（お魚市場前から） [220,-4] | 小型船 | 横付け | 修繕・仕込み | |
| ⑤ | 魚町2丁目岸壁 [209,-3.5] | 小型船 | 横付け | 修繕・仕込み | |
| ⑥ | 魚浜町コの字岸壁（南側） [150,-4.5] | 大中型船 | 横付け | 氷仕込 | 7日間 (6/1～積込終了後離岸) |
| | | ※6月から11月までは氷仕込に限定 | | | |
| ⑦ | 魚浜町コの字岸壁（東側） [100,-4.5] | 大中型船 | 横付け | 艀装・氷・エサ等仕込 | 7日間 |
| ⑧ | 魚浜町コの字岸壁（北側） [115,-4.5] | 大中型船 | 横付け | 艀装・仕込み | 7日間 |
| ⑨ | 魚町3丁目岸壁（ホル望洋下） [240,-4.5] | サンマ船等 | 縦付け | 休漁等 | 中期 |
| ⑩ | 浜町棧橋（ほてい～ヤヨイ前） [152,-3] | 小型船・油槽船等 | 横付け | 休憩・修繕等 | 長期：縦付 |

気仙沼漁港岸壁利用区分図 (R6.5.13~)

